

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成28年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第1号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>付則 省略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>同項第2号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>付則 省略</p>